

第8章 投資形態

1. 進出形態

ミャンマー国内で事業を行う外国会社は以下の形態で事業を行うことができる。

図表 8-1 ミャンマーにおける外国会社の事業形態

事業形態	内容
100%外国資本金会社 並びに外国会社の 支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社を 100%外資で設立する方法。 ・ 外国で設立された法人の支店を設立する方法。
合弁会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーのパートナーと合弁契約を締結し、共同して株式会社を設立する方法。 ・ パートナーとなるのは、ミャンマー国民である個人、ミャンマーの民間企業、国営会社。 ・ 合弁会社を設立する場合の外国資本の比率は原則として当事者間で定めることができるが、ミャンマー投資法及び関連規則上制限が設けられている事業については、所轄官庁の指示を受けることもある。
生産物分与契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーの国営会社と生産物分与契約を締結して、ミャンマー国内の資源開発事業に参入が可能。 ・ 当該契約により、外国会社に割り与えられた生産物の比率に応じて、当該資源の探索、抽出、採掘、広範な範囲の鉱物・石油製品の生産と販売を行う。

ミャンマーでは、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という法的形態で拠点を設置することができない。したがって、事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、上記の外国会社の支店として登録する方法を選択することが一般的となっている。

1914年に制定されたミャンマー会社法には、株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社の3つの法人形態が規定されているが、実務的には株式会社形態のみが採用されている。

合弁事業のパートナーが国営会社である場合を除き、会社の設立登記手続きは、ミャンマー会社法の規定に従い行われる。国営会社との合弁事業の場合の設立登記手続きは、特別会社法の規定に従い行われる。

実際に合弁会社を目指す上で問題となっている点として、出資比率の決定が挙げられる。ミャンマー企業側は、一定の出資比率を得たい一方で、出資するお金がないのが実情であり、現物出資を選択せざるを得ない。しかしながら、主に現物出資の対象となる土地に関して、日本のように路線価がなく、有資格者としての不動産鑑定士も存在しないため、土地の評価が恣意的となってしまう問題が起きている。実務上は、事業計画を策定し、賃料としていくらぐらいまでであれば、事業が成り立つのかを計算し、賃料を基礎として評価額を算定する等検討していく必要がある。

なお、進出の際の具体的な選択肢は以下のとおりである。

- i. 会社法に基づく現地法人又は支店

- ii. i + 投資法に基づく MIC 許可
- iii. i + 投資法に基づく エンドースメント
- iv. i + 経済特区法に基づく 投資許可

大規模でないサービス業であれば通常（i）に該当する。（ii）の投資法に基づく MIC 許可を行う場合であっても、500 万ドル以下の案件であれば、まずは地方（管区や州）の投資委員会に対して申請をすることになっている。そのため、地方の投資委員会は、許可申請の扱いにあまり慣れていないことが多く、従来の MIC 以上に後出しで追加資料を要求されることも多く、かなりの手間がかかる場合もあるようである。また、当初（iii）の投資法に基づくエンドースメントは、簡易的な手続きをとることが予定されており、投資法細則では申請書類の正式受理から審査完了まで 30 日以内とされていたが、実際の手続きは想定以上に手間と時間がかかることがあるので留意する必要がある。